令和８年９月２５日宣告

令和７年（わ）第５５号

被告人に対する公職選挙法違反被告事件

主　　文

被告人を罰金５０万円に処する。

その罰金を完納することができないときは、５０００円を１日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

（罪となるべき事実）

被告人は、令和６年１０月２７日施行の第５０回衆議院議員総選挙に関し、福島県第１区から立候補する決意を有していた者であるが、法定の除外事由がないのに、別表（省略）記載のとおり、令和６年１０月３日頃から同月１３日頃までの間、福島市（住所省略）所在のａ町内会館ほか２６か所において、同選挙区内にあり同市内で開催されていたｂ神社例大祭に参加していたａ祭典事務所ほか２６団体に対し、自ら手交するなどの方法により、いずれも会費の名目で、現金合計２５万円を供与し、もって当該選挙に関し、寄附をした。

（事実認定の補足説明）

１　関係証拠によれば、以下の事実が認められる。

⑴　被告人は、令和３年１０月施行の第４９回衆議院議員総選挙において、小選挙区福島県第１区から立候補し、落選したものの、同選挙比例東北ブロックに当選し、令和６年１０月９日（以降の月日は断りのない限りいずれも令和６年のものである。）に衆議院が解散されるまで、衆議院議員として活動していた。

⑵　第５０回衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）は、１０月１５日公示、同月２７日投票日であったところ、同選挙における小選挙区である

福島県第１区（以下「本件選挙区」という。）の区割りは、「福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡」であった。なお、被告人は、平成２年実施の第３９回衆議院議員総選挙に中選挙区福島県第１区から立候補して以降、本件選挙を含め、合計１１回いずれも本件選挙区（ただし、平成２年及び平成５年は中選挙区福島県第１区であった。）から立候補しており、通算５期１９年衆議院議員を務めた。

⑶　被告人は、９月３０日、秘書のＡから、甲福島県連役員会で次期衆議院議員選挙（本件選挙）につき、１０月９日国会解散、１０月１５日公示、１０月２７日投票の日程が濃厚である旨のメッセージを受け取った。

⑷　１０月３日、被告人の事務所から福島市役所市街地整備課に対し、被告人の選挙に当たり、１０月１５日と１０月２６日に福島市まちなか広場を利用したい旨の電話連絡があった。その後の１０月１０日、行為の目的が「第一声（選挙）」、使用希望の趣旨が「第５０回衆議院議員選挙の第一声をこの福島市より行う」と記載された福島市まちなか広場の使用申請書が提出され、同月１１日に同申請が許可された。

⑸　１０月３日から公示日の二日前である１０月１３日までの間、いずれも本件選挙区内にあり、福島市内及び二本松市内で開催された祭礼に参加していた祭典・祭礼事務所、若連、町会等の２７団体の構成員に対し、いずれも被告人自らが各団体の祭典事務所等を訪れ、別表１ないし２１、２５、２６についてはそれぞれ現金１万円在中ののし袋（ただし、別表１８については現金１万円在中の白い封筒の限度で認められる、）を、別表２２ないし２４、２７については現金５０００円在中ののし袋を、別表７を除き被告人自ら手渡す方法で、いずれも会費名目で合計２５万円を供与した。

なお、別表７については、Ｂの供述（甲１５）によれば、被告人に同行した２名のうちの１名が、ｃ神社例大祭西若連の構成員であるＢに対し、被告人の面前で、「（被告人名）からです。」と言いながら、被告人からのもの

であることを示した上で現金在中ののし袋を渡したことが認められる（Ｂの同供述はこの出来事から約２か月後という記憶の新鮮な時期において、検察官に対してなされたものであり、被告人を含む男性３名が祭典事務所を訪れ、被告人以外の男性の２名のうちの１名がのし袋と封筒を２回に分けて手渡してきた、のし袋には「会費」やどこか知らない団体の名前が書かれていたなどと、当時の状況を、記憶の曖昧な点はその旨も含めて具体的に供述されており、内容それ自体に不自然不合理な点はなく十分に信用できる。一方、のし袋を直接手渡された際には下を向いていたので誰から受け取ったか知らない、のし袋にどのような記載があったかも覚えていないなどというＢの公判供述は不自然不合理であって到底信用できない。）。

また、上記各現金在中ののし袋には、別表１ないし４については「衆議院議員（被告人名）」と、別表５ないし９、１１ないし２７については「乙」と記載されていた上、少なくとも別表２、３、５、７、８、９、１５、１６、２０、２１、２３ないし２７の１５回については、のし袋入りの現金を手渡すと同時に、祭りの催行を祝い、また、祭典事務所へのねぎらい等を記載し、末尾に「衆議院議員（被告人名）」と署名した「お祝い」と題する書面も手渡し、また、別表２、９、２３、２５、２７の少なくとも５回については衆議院議員の肩書を付した被告人の名刺も共に手渡していた。

⑹　１０月９日、衆議院が解散され、告示日の同月１５日、被告人ほか１名が本件選挙区に立候補を届け出た。被告人は、同日、福島市まちなか広場において、本件選挙につき街頭演説を行った。１０月２７日本件選挙の投開票の結果、被告人は落選した。

２　上記１に認定の事実関係からすれば、被告人は、９月３０日の時点で、１０月９日に衆議院が解散され、１０月１５日に本件選挙が公示され、１０月２７日に投票が行われることを認識していた上、１０月３日には、被告人の事務所から福島市に対し、本件選挙のために福島市まちなか広場を使用したい旨の電

話連絡がされていたのであるから、遅くとも同日までには、被告人において本件選挙に立候補する意思を有していたと認められるところ、本件選挙に立候補する意思を有していた被告人が、本件選挙の公示日の２日前ないし１２日前という本件選挙に間近い時期に、本件選挙区内で開催されていた祭礼に参加していた２７団体のうち、２６団体に対しては被告人自ら現金を手渡し、１団体に対しては被告人の面前で、被告人からの供与であることを示して同行者が現金を手渡したこと、２７回の現金供与のうち、少なくとも１５回（別表２、３、５、７ないし９、１５、１６、２０、２１、２３ないし２７）については、現金在中ののし袋や、これと共に手渡したお祝い文及び名刺にある「衆議院議員（被告人名）」という記載により、衆議院議員という地位にあり、または解散直前までその地位にいた被告人からの供与であることを明示していたこと、残りの１２回についても、被告人からの供与である旨明示して供与した上記１５回のいずれかと同一の日に（別表１は別表２と同一日、別表４は別表３と同一日、別表６及び１０は別表５、７ないし９と同一日、別表１１ないし１４は別表１５、１６と同一日、別表１７ないし１９、２２は別表２０、２１、２３ないし２７と同一日である。）、いずれも同じ態様で現金を手渡したこと、そして、この一連の現金の供与のうち一部のみは被告人以外の者からの供与であることを示したり、別の趣旨である旨説明したりした事実も一切窺われないことが各認められるところ、これらの事実に照らせば、別表１ないし２７のいずれの現金供与についても（以下別表１ないし２７の現金供与をまとめて「本件寄附」ともいう。）、被告人が、本件選挙区内における被告人の支持基盤を形成することなどを含め、本件選挙を一つの動機として現金を供与したといえるのであり、従って、被告人が本件選挙に関し、本件寄附をしたと認められる。

３　これに対し、弁護人は、①本件寄附の主体は、被告人ではなく、乙という団体であるとし、同団体は被告人の政治活動とは無関係に、Ｃら複数名によって企業による文化・芸術等の支援活動を目的として設立され、芸術・文化の支援

を目的としたスポーツ大会への支援や祭礼等への寄附行為を活動内容としており、本件寄附の原資は、被告人が、Ｃから引き継いだ乙の独自資金であるなどと主張し、また、②本件寄附は、本件選挙に関してされたものではないと主張する。

⑴　まず、弁護人の上記①の主張についてみる。

ア　被告人の秘書である証人Ａ、同Ｄ及び同Ｅの各供述によれば、乙は、本件寄附の当時、法人格がないのみならず、定款もなく、構成員は被告人のほかには存在せず、資金管理のための銀行口座も存在しないばかりか、出納帳等も存在しなかったこと、Ａは、被告人から指示され、乙の資金を被告人の事務所内で紙箱内に保管して管理していたというものの、管理開始当初から現在に至るまで、保管する現金の額や支出額を含む一切を把握していなかったこと、乙の独自の事務局やスタッフも存在せず、乙の活動であるというスポーツイベントにおける事務作業や祭礼への寄附等の準備は、いずれも被告人事務所のスタッフのみが行っていたことが各認められ、被告人もこれに沿う供述をしている。そして、被告人自身、Ｃから預かった乙の資金は、預かった当初の金額も、その後の残高も把握しておらず、本件から１、２年くらい前頃、Ａからそろそろなくなると言われており、Ｃの遺志に従って祭りに寄附をして使い切ったらそれで終わりだと思っていた旨供述している。

このようなＡら被告人の秘書らの証言及び被告人の供述を前提とすれば、本件寄附の当時、乙には、法人格がないことはもとより、そもそも団体としての実体がなく、乙は被告人とは別の団体として存在していなかったといえる。

イ　また、関係証拠によれば、乙の代表が被告人である旨記載した複数のトロフィーが被告人の事務所から発見されたこと（甲８４）、令和５年１２月には、秘書のＥが、複数の製薬会社担当者らに対し、「乙代表（被告人

名）」名義で、乙の総会及び懇親会を兼ねた研修会の案内状をメール送信し、かつ、同研修会の日時場所は、被告人事務所の忘年会の予約がされたのと同じ日の同じ旅館が案内されていたこと（甲８９）、Ｅは、令和６年２月１４日、丙という団体に対し、「（被告人名）は公職選挙法の関係で協賛ができませんので、個人名は出さずに『乙』の協賛としてお取り扱いください。」と記載されたメールを送信していたこと（甲９２）、Ａは、１０月７日、福島県青少年会館に対し、被告人事務所を利用者として、被告人時局講演会を利用目的として同会館の利用を申し込みたい旨電話連絡をした上、同月９日、Ａが同会館を訪れ、利用者名を「乙」、行事名を「被告人時局講演会」とする福島県青少年会館使用申込書を提出したこと（甲８５）、前記１⑷記載の福島市役所に対する福島市まちなか広場の利用申込みについても、同月１０日、申請団体名を「乙」、使用目的を「街頭演説のため」、催事等の名称を「第一声（選挙）」とする広場使用申請書を提出したこと（甲８８）、が各認められる。

ウ　そして、被告人は、捜査段階において、自らは乙には所属したことは一度もなく、まして、乙の代表となったことも一度もない旨供述していたにもかかわらず（乙２）、公判廷においては、自らは乙の会員ではあるものの、代表ではないなどと供述する一方、スポーツ大会等で乙の代表として挨拶したこと自体は認める供述をもしており、その供述経過は合理的な理由なく不自然に変遷している上、公判供述自体曖昧不明確である。

エ　上記３⑴イに認定の各事実や、被告人が上記３⑴ウのとおり乙と自身の関係性について曖昧かつ不合理な変遷を伴う供述をしていることは、被告人及びその意を受けた秘書らが、乙の名称やその代表としての肩書を、その都合や必要に応じ、被告人名義と使い分けるなどして自由に利用していたことを示しているし、乙に団体としての実体がないことをまさに裏付けるものといえる。

オ　以上のとおりであって、本件寄附の当時、乙は、被告人と別個独立の実体を有する団体として存在せず、本件寄附の主体は被告人であったことが優に認められるのであって、弁護人の上記主張①は採用できない。

⑵　また、弁護人の上記②の主張についてみても、本件寄附の時期、相手方及び態様を含む本件寄附の一連の経過に照らし、本件寄附は本件選挙を一つの動機として行われたものであって、被告人が、本件選挙に関し、本件寄附をしたことは、前記１及び２に認定・検討のとおりである。

弁護人は、本件選挙の施行が発表される前から、本件選挙区内で開催される祭礼の日程は決まっていたし、乙は、本件選挙の施行が発表される前や本件選挙区外で開催される祭礼にも寄附をしていた、本件寄附は、偶然、本件選挙に間近い時期になされたに過ぎないなどと主張するところ、乙に実体がないことは前記３⑴のとおりである上、被告人が本件選挙の施行発表前や本件選挙区外の団体にも寄附していたことを含む弁護人指摘の事情は、本件寄附が本件選挙に関してなされたことに合理的な疑いを生じさせるものとは評価できず、上記認定を揺るがすものではない。

⑶　そのほか、弁護人らが種々主張する点を検討してみても、前記２の認定に合理的な疑いを生じさせる事情は見当たらない。

４　以上のとおりであって、被告人については、罪となるべき事実記載のとおりの罪が成立する。

（量刑の理由）

本件は、衆議院議員の地位にあり、また、直前まで衆議院議員であった被告人が、選挙区内の２７団体に対し、合計２５万円を寄附したというもので、同種事案と比較して規模が小さいとはいえず、選挙の公正性を害する悪質な犯行である。

この点、弁護人は、本件選挙区を含む福島県内では祭礼への寄附が慣習化しており、被告人以外の者も同様の寄附行為をしていたにも関わらず、被告人のみを狙い撃ちして恣意的に捜査・立件したもので、民主主義の根幹を揺るがす重大な

不正であって、これは被告人の量刑判断に当たって重要な事情である旨主張するところ、そもそも、弁護人の指摘するような、議員による選挙区内における寄附の慣習化の事実が仮にあったとしても、これが被告人に対する責任非難を低下させる事情とは到底評価できない。また、本件の捜査及び起訴に関し、違法を窺わせる事情は一切認められないし、被告人のほかに違法行為をしている者がいれば、別途適正な捜査等が尽くされるべきであることは格別、被告人が捜査起訴されたことが恣意的であり、不正であるなどという弁護人の主張は独自の解釈に基づくもので、失当である。

加えて、被告人は、長期にわたり衆議院議員を務め、過去には、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会委員長の職を務めたこともあったというにもかかわらず、選挙の公正性を害した本件犯行の重大性に向き合うことなく、不合理な弁解に終始し、真摯な反省の態度が認められない。

以上によれば、被告人を、主文の罰金刑に処するのが相当である。また、被告人について、公民権停止の規定を適用しないとすべき情状は認められず、また、公民権停止期間を短縮すべき情状も認められない。

（求刑　罰金５０万円）

令和８年９月２９日

福島地方裁判所刑事部

裁判長裁判官　　島　　田　　環

裁判官　　遠　　山　　敦　　士

裁判官　　髙　　德　　珠　　希